ダナンが好き

Tôi yêu Đà Nẵng

×

ベトナムビジネス
サポートブック

- ☑ ベトナム人を日本で雇用する
- ☑ ベトナムに会社を設立する
- ☑ ベトナムで働く

Vietnam business Support book

「ベトナムビジネスサポートブック」とは

ビジネスの国際化が進展する中で、重要な国の1つとしてベトナムがあげられます。
ベトナムは社会主義国でありながら、1986年から採用されているドイモイ政策により資本主義経済の仕組みが導入された結果、急成長を遂げ、新たな市場としての魅力が高まっています。

また、宗教観や非英語圏であることなど日本との共通点が多く、親日であることからも、初めて海外展開を行う対象として有力な国といえます。

本資料では、以下の3つについてその概要を解説いたしました。

✓ **ベトナム人のスタッフを日本で雇用する**　✓ **ベトナムに会社を作ってビジネスを行う**
✓ **ベトナムで働く**

こちらを参考に、是非、ベトナムとのビジネスにチャレンジしてみてください。
皆様のビジネスがより発展されることを祈念しております。

なお、本資料中で言及する法規制は現時点のものを前提としており、各種申請の際に必要な書類や、当局の運用については主に実務経験を基に記載しております。したがって、本資料に記載した内容が全ての案件において妥当するものではないことにご留意ください。実際に海外展開を検討される際には、その時点の最新情報をご確認いただき、個別案件について都度専門家にご相談いただきますよう、お願い申し上げます。

（2019年9月1日 発行）

目 次

▶ 1. 日本でベトナム人を雇用するには
（1）国内にいるベトナム人を雇用する場合
（2）海外にいるベトナム人を日本に呼び寄せて雇用する場合

▶ 2. ベトナムに会社を設立するには
（1）ベトナムで設立できる会社の種類　（2）会社設立

▶ 3. ベトナムで働くためには
（1）商用ビザ（ビジネスビザ）の取得　（2）労働許可書（ワークパーミット）の取得
（3）一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）の取得

▶ 参考 ベトナムへ行くには

VIETNAM — JAPAN

日本でベトナム人を雇用するには

1 国内にいるベトナム人を雇用する場合

1 在留資格の確認

外国人が日本で就労するためには、その外国人の在留資格が就労内容と適合していることが必要となります。従って、既に日本に在留している外国人を採用する場合には、まず、その外国人の在留資格を確認する必要があります。

就労が認められる在留資格は18種類あります（外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習）。この他、身分・地位に基づく在留資格が４種類（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）、就労の可否が指定される活動による在留資格が１種類（特定活動）、原則として就労が認められない在留資格が５種類（文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在）あります。従って、例えば、「留学」の在留資格により在留する外国人学生を新卒として採用する場合には、入社までに在留資格の変更手続を経なければならないことになります。

就労が認められる在留資格のうちよく利用される在留資格、および、各在留資格が利用される具体的な職種の例は、次の通りです。

- 技術（技術開発担当者、システムエンジニア、プログラマー、設計等）
- 人文知識（総務、経理、マーケティング、企画、生産管理、品質管理等）
- 国際業務（翻訳、通訳、語学教師、輸出入業務、デザイナー、商品開発等）
- 企業内転勤（企業が海外の本店または支店から期間を定めて受け入れる社員）
- 技能（点心師、外国料理の調理師、建築技術者、スポーツ指導者等）

2 労働契約の締結（労働条件の相互確認）

採用が決定したら、労働契約の内容の確認を行います。

具体的には、雇用契約書を締結するか、オファーレター（労働条件通知書）を交付し、契約条件を相互に確認しておくことが必要です。

3 在留資格の申請

A.すでに国内で就業している外国人を採用する場合

（ア）現在他社で勤務している職種と同じ在留資格での採用の場合

基本的には在留資格に関して何らかの手続を行う必要はありません。

ただし、次回の在留期間更新申請時に手続がスムーズに行われるよう、入国管理局で「就労資格証明書」の交付を受けておくことが望ましいです。

（イ）現在他社で勤務している職種と異なる在留資格での採用の場合

就労させる職種に適合する在留資格に変更するため、「在留資格変更許可申請」が必要になります。

なお、「在留資格変更許可申請」は、許可されない場合もありますので、十分にご留意ください。

B.日本の専門学校・大学・大学院などに留学している留学生を新卒で採用する場合

「留学」の在留資格を採用後に就労させる職種に適合する在留資格に変更するため、「在留資格変更許可申請」が必要になります。

在留資格変更許可申請から許可までにかかる処理期間（平均日数）は、四半期毎・在留資格の種類毎に法務省のホームページで公表されています。平成30年度の第４四半期（平成31年１月１日～３月31日）では、「技術・人文知識・国際業務」は45.7日、「企業内転勤」は11.4日、「技能」は22.1日でした。詳しくは、次のリンクをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00140.html / QRコード ▶

4 就労開始

就労内容に適合する在留資格が取得できたら、いよいよ就労を開始します。

なお、中長期在留者（在留カード交付対象者）は、市区町村に新たに住所を定めた日から14日以内に、その市区町村に転入の届出を行う必要がありますので、指導を行ってください。

2 海外にいるベトナム人を日本に呼び寄せて雇用する場合

1 在留資格の確認

外国人が日本に上陸する際には、原則として、在外公館が一定の条件に基づいて発給したビザ（査証）の記載のある有効なパスポートを入国港で入国審査官に提示して上陸の申請をし、上陸許可の認印を受けなければなりません。

ビザは、就労等の長期間にわたる日本での滞在を目的とする場合には、「在留資格認定証明書」の交付を受けて、在外公館にビザ申請をする方法により発給されるのが通常です。「在留資格認定証明書」とは、外国人が日本で行おうとする活動が日本に上陸するための条件に適合しているかどうかについて法務大臣が事前に審査を行い、この条件に適合すると認められる場合に法務大臣が交付する証明書をいいます。

そこで、海外にいる外国人を日本に呼び寄せて就労させようとする場合には、まず、想定している就労内容に応じた在留資格を確認し、その在留資格にかかる「在留資格認定証明書」の交付を受ける必要があります。

「在留資格認定証明書」の申請から交付までにかかる処理期間（平均日数）は、四半期毎・在留資格の種類毎に法務省のホームページで公表されています。平成30年度の第４四半期（平成31年１月１日～３月31日）では、「技術・人文知識・国際業務」は33.4日、「企業内転勤」は21.4日、「技能」は65.4日でした。詳しくは、次のリンクをご参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00140.html / QRコード ▶

2 在外公館へのビザ申請

「在留資格認定証明書」の交付を受けた後は、これを海外にいる外国人に送付します。外国人は、「在留資格認定証明書」を在外日本公館に提示してビザ申請を行い、ビザの発給を受けます。

3 日本上陸

上陸は、原則として、「在留資格認定証明書」の交付から3か月以内に行わなければなりません。外国人は、上陸港においてパスポートおよびビザを提示し、「在留資格認定証明書」を提出します。そして、パスポートに上陸許可の認印を受けると共に、日本に中長期在留する外国人に対して交付される「在留カード」の交付を受けます。

4 就労開始

上陸後、労働契約を締結し、いよいよ就労を開始します。

なお、中長期在留者（在留カード交付対象者）は、市区町村に新たに住所を定めた日から14日以内に、その市区町村に転入の届出を行う必要がありますので、指導を行ってください。

ベトナムに会社を設立するには

ベトナムに進出する際の進出形態としては、現地で法人を設立する以外に、駐在員事務所または支店を設置する方法等があります。

しかし、駐在員事務所の場合、本社が設立後1年以上経過していれば手続きも簡単で、期間も短く設立可能ですが、現地の市場調査など活動が制限されており、現地での販売活動など「営業活動」は出来ません。

また支店は、駐在員事務所とは異なり営業活動を含めて活動内容に制限はほとんどありませんが、支店開設は銀行業や保険業などの一部の業種しか認められていません。

従って、ベトナムに進出するといった場合、現地で法人を設立するのが最も一般的と言えます。

1 ベトナムで設立できる会社の種類

1 1人有限会社（LLC）：出資者が1人（個人または法人）の有限会社

個人でも法人でも出資者が1人で設立可能です。

しかし、日本人または日本企業が設立する場合、必然的に外資100％の企業となるため、外資規制のある業種では事業が出来ないことに注意が必要です。

2 2人以上有限会社（LLC）：出資者が2人以上（個人または組織）の有限会社

出資者が2名以上の個人または法人（最大で50名まで）で設立される法人です。

これは、外資規制がある場合等にベトナムの個人や法人と共同で出資して設立する場合に用いられることが多いものです。

3 株式会社（JSC）：出資者が3人以上の株式会社

株式会社は、設立時に3人以上の出資者が必要ですが、出資者数の上限に制限がありません。しかし、管理運営コストが高いなどの理由から、株式会社での進出は多くありません。

2 会社設立

1 ライセンスや外資規制に関する調査

希望する事業に関するライセンスや外資規制等の条件を調査しましょう。

外資100％では出来ない事業や、ライセンスの取得にさまざまな条件があるため、希望する事業が実現可能かどうかの調査は必須です。

2 会社の種類について

1 の調査に基づいて、自社だけの出資でいいのか、ベトナムでのパートナーである個人または企業の出資が必要か、出資額等の規模など、設立する会社の種類や規模を決定します。なお、ベトナムでのパートナーが必要な場合には、合弁契約の締結も必要になります。

3 登記住所の決定

ベトナムでは、会社を設立するための登録をする際にオフィスの住所が必要です。従って、会社の設立前に出資者などの名義でオフィスを賃借しておく必要があります。

4 会社名の決定

会社名を決定します。

5 法人登録申請用書類の準備

現地法人登録用に

ア. 本社の登記簿謄本	ウ. 本社の決算報告書（直近2期分）	オ. 不動産の賃貸借契約書
イ. 本社の会社定款	エ. 代表者のパスポート	

などの書類を、認証・公証する必要があります。認証・公証とは、対象となる書類が公文書か私文書かにより必要となる手続に違いはあるものの、概括的には、まず日本の公証役場で公証を受け、次に外務省での認証を得て、最後にベトナム在日大使館で認証をしてもらい、更にベトナムの公証役場でこれをベトナム語に翻訳・公証するというものです。複雑性のある作業であるため、専門家に相談の上、適切に進めることが求められます。

6 投資登録証明書（IRC：Investment Registration Certificate）取得の申請

7 企業登録証明書（ERC：Enterprise Registration Certificate）取得の申請

8 国家企業登録情報サイトへの企業登録証明書の内容掲載

ERCが取得出来たら、発行日の30日以内に、計画投資局の経営登録室を通じて国家企業登録情報サイトへ登録します。

9 スタンプ（会社印）の作成

日本の実印に当たるスタンプを作成します。スタンプのデザインは自由ですが、少なくとも会社名と企業番号を刻印する必要があります。

10 国家企業登録情報サイトへのスタンプサンプル掲載通知書の取得

スタンプは使用前に計画投資局の経営登録室を通じて国家企業登録情報サイトへ登録し、「スタンプサンプル掲載通知書」を取得します。

11 銀行口座の開設

会社設立をしたら、

- 資本金を払い込むためだけの資本金口座
- 一般の取引に使用する口座

の２口座を作成し、銀行から口座作成証明書を取得し、計画投資局の経営登録室に通知書を提出します。

12 事業税の申告および納付

ERCの発給を受けた月内に事業税の申告と納付が必要となります。

法人設立に要する期間について、申請書類受領から発行までの法定期間は、投資登録証明書（IRC）については15日、企業登録証明書（ERC）については３営業日とされています。もっとも、実務上は、特に投資登録証明書（IRC）について遅延が生じることが多くあります。法令上は要求されていない追加書類の提出要求を受けることなどもあります。従って、準備期間も考慮すると、申請書類の準備開始から会社設立まで、半年程度の期間を見ておくのが安全といえます。

参照文献 「改正投資法・改正企業法に基づくベトナム拠点設立マニュアル」
日本貿易振興機構（ジェトロ）ハノイ事務所、2018年11月

https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/02/2018/ed272f032fec21e9/vn_manual201811.pdf

日本人がベトナムで働くためには

日本人がベトナムで働く場合、原則として

1 入国・滞在するための許可書である「商用ビザ」（ビジネスビザ）
2 外国人がベトナムで働くための許可書である「労働許可書（ワークパーミット）」

の２種類の許可書が必要になります。

なお、労働許可書が取得出来次第、3 一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）の取得が可能となり、その有効期間中はビザの取得が免除されるため、レジデンスカードを取得します。

こちらの大まかな事務の流れとしては、

1 商用ビザ（ビジネスビザ）を取得　2 労働許可書（ワークパーミット）の取得
3 一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）の取得

のステップとなります。

スケジュールの目安

日本	ベトナム		
商用ビザの取得	ワークパーミット取得	レジデンスカードの発行	
招聘状が届いてから数日	約1～1.5ヵ月	約2週間	

1 商用ビザ（ビジネスビザ）の取得

まず、ベトナムへ入国するために商用ビザを取得します。

有効期間は、3ヵ月間の場合が多いと思われます。なお、商用ビザは基本マルチプルビザとなります。

この商用ビザが有効な3ヵ月の間に、労働許可書（ワークパーミット）と一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）を取得します。

商用ビザ取得のためには、ベトナムの現地企業に依頼して、出入国管理局が発行する「ビザ発給許可通知書」（招聘状）を入手する必要があります。

ビザ発給許可通知書（招聘状）が発行され次第、これをベトナムの企業からスキャンしてメールで送信してもらうなどして入手し、以下の書類を持参して、

ア. 「ビザ発給許可通知書」(招聘状)　　イ. パスポート(原本)

ウ. 証明用写真(3cm×4cm程 白黒・カラーいずれでも可)/1枚

エ. VISA APPLICATION入国査証申請書(外国人用)　　オ. ビザ発行代金

ベトナム大使館(〒151-0062 東京都渋谷区元代々木町50-11)へ行きます。

＜ VISA APPLICATION 入国査証申請書(外国人用) 記入例 ＞

*Visa Approval/Reference Number/*入国管理局の許可番号:

VISA APPLICATION 入国査証申請書(外国人用)
(FOR NON-VIETNAMESE PASSPORT HOLDERS)

1. Full Name (氏名-ローマ字で): SUZUKI ICHIRO
2. Date of birth (dd/mm/yy/ 生年月日): 01 NOV 1990
   Sex (性別): ☑ Male (男) ☐ Female (女) Email address: sample@xxxx.co.jp
3. Nationality at present (現在の国籍): JAPANESE
4. Nationality at birth if different (出生時の国籍 (現在と異なる場合):
5. Occupation (職業): Company Eemployee
6. Office telephone (勤務連絡先): 028-666-6666 Home telephone: 028-666-6600
7. Present post address (現住所): 〒321-0152 1-7-111, Nishikawata, Utsunomiya Shi, Tochigi
8. Passport number (旅券番号): TRI1234567 Date of Expiry (dd/mm/yy/ 有効期限満了日) 01 APR 2025
9. Main purpose of visit (査証申請の主要目的):

- ☐ Tourism/観光 (88日間以内)		☐ Business/ベトナム企業訪問
- ☐ Investor/外国投資	☐ Internship/研修、学習、教育	☐ Family visit/家族訪問
- ☑ Labor /就労	☐ Reporter /ジャーナリスト	☐ Conferences/会議

- ☐ Other(Please specify) (上記以外の目的を明記)

注意：上記観光以外は、入国管理局の許可番号が必要です。

10. **Intended date of arrival (dd/mm/yy)**/ベトナム入国予定日: 10 NOV 2019
11. **Intended date of departure (dd/mm/yy)**/ ベトナム出国予定日: 07 FEB 2021
12. Type of visa (エントリー数とベトナムでの滞在予定期間):

Number of entries/エントリー数 (入国数) :

- ☐ *Single entry / 一次*
- ☑ *Multiple entries /数次*

Duration of the intended stay/査証有効期限:

- ☐ *1 month /1ヶ月間以内*
- ☑ *1 to 3 months/3ヶ月間以内*
- ☐ *More than 3 months with an approval only*
  3ヶ月間以上(入国管理局の許可を持ち方のみ)

Place and date (申請地・申請日) Tokyo、20__ 年__ 月__ 日

Signature (署名): (パスポートと同じサインを記入ください)

01 Photo (3 cm x 4 cm) 証明写真貼付欄

□ ベトナムへ入国する外国人は、**訪問予定企業である在ベトナム法人、在ベトナム友人**等によって招へいを保証され、ベトナム入国管理当局にて、ビザ許可申請を行わなければならない。この許可(許可番号)によって、本大使館でビザを発行する /According to Viet Nam's Law, in order to enter Viet Nam, as foreigner, you must be invited and received by an authority or individual (a company, an organization…) who is responsible to apply for approval number for you at Viet Nam's Immigration Department…

□ 入国管理局の許可番号を取得には在ベトナム法人、友人等に旅券写真ページのコピーと滞在日程表を送る必要がある。

□ビザ申請日から、ベトナム入国時まで、**2日間以上が必要となる**(ビザ許可番号がない場合のみ)。

□ 大使館はビザの代理申請、ご来館、あるいは郵送(住所記入返送着払表/旅券原本/写真/申請書/許可番号の写し/費用を同封)で可能です。

□ 申請者は申請書に正しい情報を記入しなければならないで、ビザ受領後にビザ有効期限、種類、大使館の印とサインである内容を確認し、誤りがある場合は速やかに大使館に申し出なければならない。申し出ない場合申請者が全部責任を負うことになります。手数料の納入は日本円の現金のみでお受けしております。平日開館：9時半～12時、14時～17時。

2 労働許可書(ワークパーミット)の取得

ベトナムで働くすべての外国人は、「労働許可書(ワークパーミット)」を取得する必要があります。

※有限責任会社の出資者または所有者は「労働許可書(ワークパーミット)」が免除になりますが、勤務開始日の7営業日前までに労働局に免除申請の手続きを行う必要があります。

取得できる「労働許可書(ワークパーミット)」は、以下の3種類です。

1. 管理職　CEO
   - 企業法の規定に基づく企業を管理する者、または機関・組織のトップ、またはその者より委任を受けた者。
   - 機関・組織・企業の部門のトップで直接管理を行う者。
2. 専門家
   - 着任後の職務を専攻分野とする大学での学位を取得しており、当該分野で3年以上の勤務経歴を有する者。
   - 外国の機関・企業・組織が発行した専門家としての証明書を有する者。
3. 技術者
   - 当該分野または他分野で3年以上の勤務経歴があり、外国企業で1年以上のトレーニングを受けた者。

まず、雇用者は、外国人労働者の新規・追加・代変採用予定日の少なくとも30日前までに、管轄労働傷病兵社会事業局(労働局)、に対して、外国人労働者の雇用が必要である事を説明する報告書(職位、役職、人数、労働時間、使用理由などの情報を含む)を提出し、承認を受ける必要があります。

次に、以下の書類を準備し、**ダナン労働傷病兵社会局**へ労働許可書の申請を行います。

ア. パスポート

イ. 労働許可証申請書

ウ. 写真(4cm×6cm)/2枚

エ. 日本の無犯罪証明書(ベトナムでの居住経験がある場合はベトナムの無犯罪証明書)

オ. 健康診断書(ベトナムでの指定医療機関で受診)

カ. 雇用契約書

キ. 管理者(CEO/エグゼクティブ)、専門家、技術者であることの証明書

※任命書、専門家経験証明書、卒業証明書など取得条件によって必要書類は変わります。
なお、これらの日本で作成した必要書類は認証・公証する必要があります(詳細は前述のとおり)。

ク. 投資登録証明書・企業登録証明書、または駐在員事務所設立許可書

ケ. 人民委員会からの外国人労働者の使用・採用の承認証明書

なお、管理者・CEO・専門家・技術者である外国人労働者が、1回30日未満、入国日からの1年間に90日以下滞在する場合は、労働許可書の免除対象となり、免除申請も不要であるため、商用ビザ(ビジネスビザ)で入国し、労働許可書(ワークパーミット)の取得手続きをしながら就業することが可能です。

3 一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード）の取得

一時在留許可証（テンポラリー・レジデンスカード、以下レジデンスカードといいます）とは、労働許可書を取得した外国人が申請する在留許可証です。レジデンスカードは、労働許可書の期限内での取得となります。

なお、以前はレジデンスカードの代わりに就労ビザを取得するケースもありましたが、現在ではレジデンスカードを取得する方が多くなっています。

以下の書類を準備し、ダナン市にあるダナン公安省の出入国管理室に申請します。

ア. 発行を申請する本人のレジデンスカード発給申請書

イ. 申請者が勤務する会社または団体、使用人のレジデンスカード発給申請書

ウ. パスポート

エ. レジデンスカード取得条件を満たす申請書類

※こちらの書類については以下のとおり

労働許可書（または、労働免除許可書）、駐在員事務所の代表者認証書、取締役会の役員の証明書、投資登録証明書、または、その他レジデンスカード収得条件を満たすことを証明する書類など

オ. 顔写真（2cm×3cm、メガネなし）/2枚

カ. 勤務する会社が初めてレジデンスカードを申請する場合：

a）投資登録証明書・経営登録証明書（または駐在員事務所の設立許可書）の公証版

b）法的代表者 / 所長の署名確認書

キ. 実際に申請書類を申請するベトナム会社のスタッフの紹介書（ベトナム会社代表者の署名捺印のあるもの）

ク. 住居地区町村等の公安機関による住民登録

参考 ベトナムへ行くには（ビザについて）

有効なパスポートを所持する日本国籍者については、滞在期間が15日以内で、かつ、次の要件を満たす場合には、ビザ取得が免除されます。なお、観光目的の場合には、ビザ免除による入国後、公安省または外務省に依頼文書を提出すれば、15日以内の滞在期間延長が認められます。

1. ベトナム入国の時点でパスポートの有効期間が6か月以上あり、かつ、前回のベトナム出国時から30日以上経過していること

※観光目的の場合には、前回のベトナム出国時から30日以上経過していない場合でも、ベトナム到着時に空港で15日間滞在可能な1回有効のビザ（VRビザ）を取得できます。

2. 往復または第三国へ出国するための交通手段の切符（航空券等）を所持していること
3. ベトナム法令の規定により入国禁止措置の対象となっていないこと

観光のため15日を超えて滞在する目的でベトナムに入国する場合には、観光ビザを申請し取得なければなりません。

観光ビザには、シングルビザ（有効期間内で滞在可能日数内の入出国が1回だけ可能であるもの）とマルチプルビザ（有効期間内で入出国が何回でも可能であるもの）があり、それぞれについて、有効期間が1ヵ月のものと3ヵ月のものがあります。

観光1ヵ月シングル

滞在可能日数	1ヵ月（滞在が可能な最大日数）
有効期間	1ヵ月（有効期間内で上記滞在可能日数内の入出国が1回だけ可能）
必要旅券残存	ビザ失効日＋1ヵ月以上（ビザ申請時および入国時に必要）
未使用査証欄	2ページ以上

観光1ヵ月マルチプル

滞在可能日数	1ヵ月（滞在が可能な最大日数）
有効期間	1ヵ月（有効期間内で入出国が何回でも可能）
必要旅券残存	ビザ失効日＋1ヵ月以上（ビザ申請時および入国時に必要）
未使用査証欄	2ページ以上

観光3ヵ月シングル

滞在可能日数	3ヵ月（滞在が可能な最大日数）
有効期間	3ヵ月（有効期間内で上記滞在可能日数内の入出国が1回だけ可能）
必要旅券残存	ビザ失効日＋1ヵ月以上（ビザ申請時および入国時に必要）
未使用査証欄	2ページ以上

観光3ヵ月マルチプル

滞在可能日数	3ヵ月（滞在が可能な最大日数）
有効期間	3ヵ月（有効期間内で入出国が何回でも可能）
必要旅券残存	ビザ失効日＋1ヵ月以上（ビザ申請時および入国時に必要）
未使用査証欄	2ページ以上

観光ビザを申請する方法には、駐日ベトナム大使館または在大阪ベトナム総領事館に必要書類等を郵送して申請する方法と、これらの在日公館の窓口に赴いて申請する方法があります。

必要な書類等は次の通りです。

ア. パスポート（原本）

イ. 証明用写真（3cm×4cm程 白黒・カラーいずれでも可）/1枚

ウ.「VISA APPLICATION入国査証申請書（外国人用）」

※郵送により申請する場合には、オンラインで申請書を作成する方法と申請書をダウンロードして手書きで作成する方法があります。窓口に赴いて申請する場合には、窓口に置いてある申請書を利用できます。

エ. ビザ発行代金

＜ VISA APPLICATION 入国査証申請書（外国人用）記入例 ＞

*Visa Approval/Reference Number/*入国管理局の許可番号:

VISA APPLICATION 入国査証申請書(外国人用)
(FOR NON-VIETNAMESE PASSPORT HOLDERS)

1. Full Name (氏名-ローマ字で): SUZUKI ICHIRO
2. Date of birth (dd/mm/yy/ 生年月日): 01 NOV 1990
   Sex (性別): ☑ Male (男) ☐ Female (女) Email address: sample@xxxx.co.jp
3. Nationality at present (現在の国籍): JAPANESE
4. Nationality at birth if different (出生時の国籍 (現在と異なる場合):
5. Occupation (職業): Company Eemployee
6. Office telephone (勤務連絡先): 028-666-6666 Home telephone: 028-666-6600
7. Present post address (現住所): 〒321-0152 1-7-111, Nishikawata, Utsunomiya Shi, Tochigi
8. Passport number (旅券番号): TRI1234567 Date of Expiry (dd/mm/yy/ 有効期限満了日) 01 APR 2025
9. Main purpose of visit (査証申請の主要目的):

- ☑ Tourism/観光 (88日間以内)		☐ Business/ベトナム企業訪問
- ☐ Investor/外国投資	☐ Internship/研修、学習、教育	☐ Family visit/家族訪問
- ☐ Labor /就労	☐ Reporter /ジャーナリスト	☐ Conferences/会議

- ☐ Other(Please specify) （上記以外の目的を明記）

注意：*上記観光以外は、入国管理局の許可番号が必要です。*

10. **Intended date of arrival (dd/mm/yy)/**ベトナム入国予定日: 10 NOV 2019
11. **Intended date of departure (dd/mm/yy)/** ベトナム出国予定日: 07 FEB 2021
12. Type of visa (エントリー数とベトナムでの滞在予定期間):

Number of entries/エントリー数 (入国数) :
- ☐ *Single entry / 一次*
- ☑ *Multiple entries / 数次*

Duration of the intended stay/査証有効期限:
- ☐ *1 month /1ヶ月間以内*
- ☑ *1 to 3 months/3ヶ月間以内*
- ☐ *More than 3 months with an approval only*
  3ヶ月間以上(入国管理局の許可を持ち方のみ)

Place and date (申請地・申請日) Tokyo、20＿＿年＿＿月＿＿日
Signature (署名): (パスポートと同じサインを記入ください)

□ ベトナムへ入国する外国人は、**訪問予定企業である在ベトナム法人、在ベトナム友人**等によって招へいを保証され、ベトナム入国管理当局にて、ビザ許可申請を行わなければならない。この許可(許可番号)によって、本大使館でビザを発行する /According to Viet Nam's Law, in order to enter Viet Nam, as foreigner, you must be invited and received by an authority or individual (a company, an organization…) who is responsible to apply for approval number for you at Viet Nam's Immigration Department…

□ 入国管理局の許可番号を取得には在ベトナム法人、友人等に旅券写真ページのコピーと滞在日程表を送る必要がある。

□ビザ申請日から、ベトナム入国時まで、**2日間以上が必要となる**（ビザ許可番号がない場合のみ）。

□ 大使館はビザの代理申請、ご来館、あるいは郵送（住所記入返送着払表/旅券原本/写真/申請書/許可番号の写し/費用を同封）で可能です。

□ 申請者は申請書に正しい情報を記入しなければならないで、ビザ受領後にビザ有効期限、種類、大使館の印とサインである内容を確認し、誤りがある場合は速やかに大使館に申し出なければならない。申し出ない場合申請者が全部責任を負うことになります。手数料の納入は日本円の現金のみでお受けしております。平日開館：9時半～12時、14時～17時。

ダナンから世界へ

Danang de ビジネス

アジア・ASEANの中でも特に景気発展が著しい
ベトナムでも注目の都市ダナン。
ホーチミンからは飛行機で約1時間15分、ハノイからは約1時間20分、
ダナン空港からダナン市の中心地までは約3km、タクシーなら10分と
コンパクトでありながら、サミットも開催された国際都市。
ベトナム中部人材の人柄と、ビーチリゾート地としても有名な環境の良さは
ビジネスでも大躍進中。
そんなダナンから、大きくグローバル先進企業へ。

ダナンでのビジネスサポートなら
Danang.Style
ダナンスタイル

ダナンが好き
Danang.Style
Tôi yêu Đà Nẵng
https://danang.style/

ベトナムビジネスサポートブック

監修：宇都宮中央法律事務所

〒320-0032 栃木県宇都宮市昭和1丁目7番9号宇都宮中央ビル
TEL 028-616-1933 ｜ FAX 028-616-1955
https://utsunomiya-law.com/

発行：カテル有限会社

〒321-0152 栃木県宇都宮市西川田1丁目7番11号ウツノミヤサイト
TEL 028-666-6666 ｜ FAX 028-680-7070
https://www.caters.co.jp/
有料職業紹介許可番号：09-ユ-300197
特定技能登録支援機関登録番号：19登-000606